

DISCLOSURE
2011

地域で支え合う安心のネットワーク

DISCLOSURE 2011



石巻商工信用組合

ごあいさつ

このたびの東日本大震災により被災された組合員・お取引先のみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

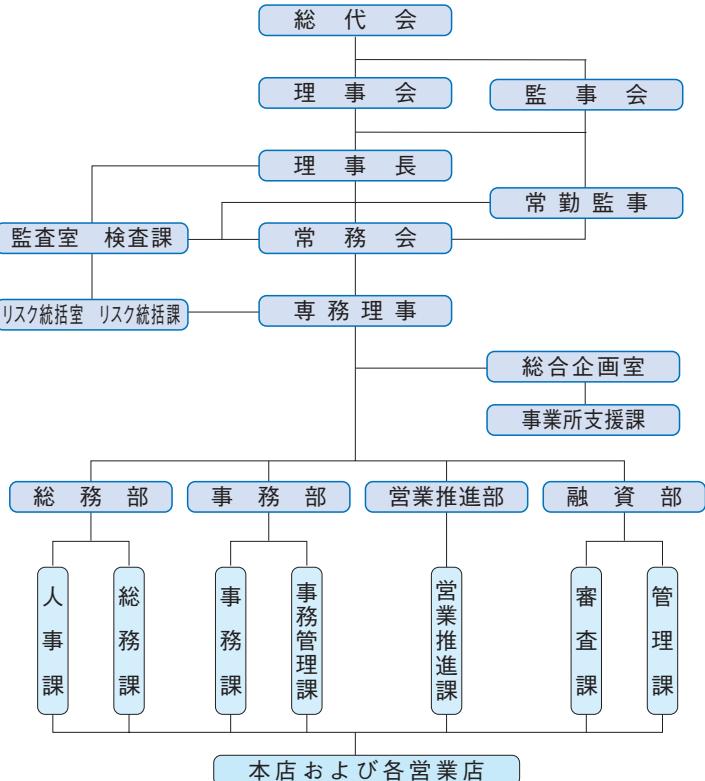
また、平素より石巻商工信用組合に格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

ここに、当組合の現況(平成22年度第56期)を本誌にとりまとめ致しましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

平成23年度は震災復興のスタートの年度となりますぐ、地域に根ざした協同組織金融機関としての特性を發揮し、金融支援を最大限実施し、より良き相談相手として組合員・お取引先の復興の一翼を担うこといたします。復興までの闘いが長期に亘ることを踏まえつつ、健全経営を維持し、協同組織金融機関として信頼・支持され、より一層お役に立てるよう、役職員一同、組合員・お取引先とともに全力で取組んでまいります。

石巻商工信用組合
理事長／木村 繁

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(平成23年6月21日現在)

理 事 長／木村 繁	理 事／小野寺善治郎(※)
専務理事／佐々木 繁	理 事／近江 恵一(※)
常務理事／亀山 昭一	理 事／松本 賢(※)
常務理事／丹野 清一	常勤監事／美濃 徹
常勤理事／梶谷 啓二	員外監事／小山 孝
理 事／阿部 達男(※)	

注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

平成22年度 経営環境・事業概況

平成22年度の国内経済は、輸出の増勢が鈍化したものの緩やかに回復軌道をたどりましたが、景気の先行きに不透明感が広がる展開となりました。中小企業の業況も、売上は回復傾向をたどったものの、その水準は低く経営環境は厳しい状況が続きました。

このような厳しい経済状況の下、セーフティーネット保証制度融資を活用した積極的なお取引先企業の金融支援推進、「宮城・山形しんくみネットワーク」による経営相談支援事業、さらには「中小企業等金融円滑化法」に基づく金融の円滑化への積極的な取組みや、地域活性化につながる多様なサービスの提供を行うとともに、収益性・健全性の向上に取組んでまいりました。

しかしながら、東日本大震災被災により特別損失を計上し厳しい決算となりましたが、当組合の平成22年度実施項目、諸計数はディスクロージャー誌に掲載させていただきました。

組合員の推移

(単位:人)

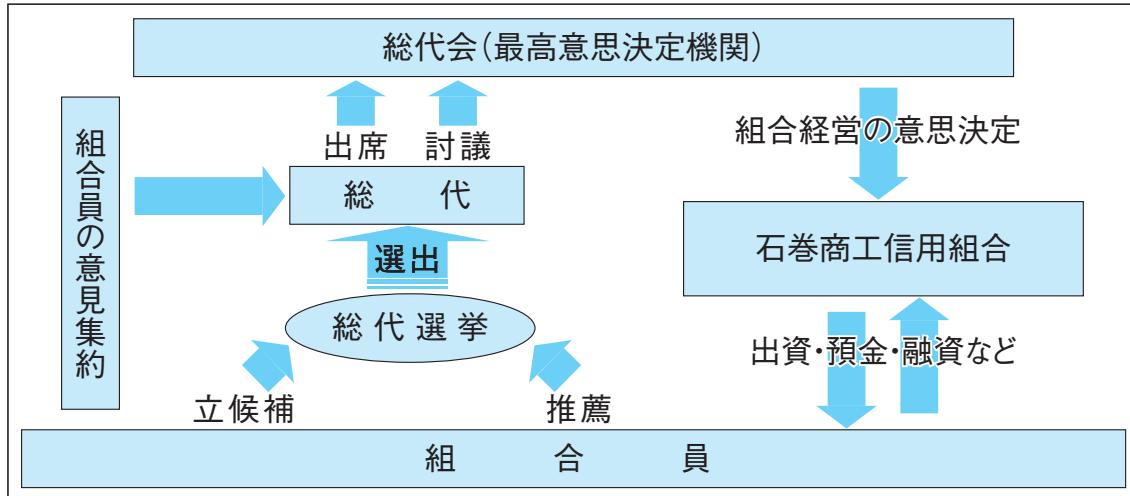
区 分	平成21年度末	平成22年度末
個 人	20,297	20,232
法 人	2,041	2,063
合 計	22,338	22,295

総代会について

■総代会の仕組みと機能

信用組合は、組合員同士の『相互扶助』の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

しかしながら、当組合の組合員数は22,295名(平成23年3月末現在)と多数のため、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

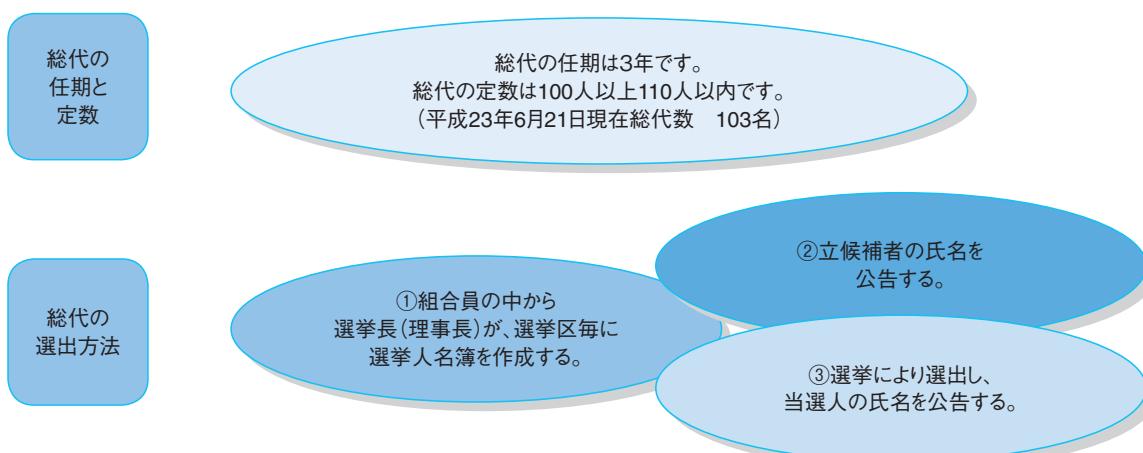


■総代の役割

総代は、組合員一人一人の意見を適正に反映できるよう組合員の中から選任され、定款の変更、決算の承認、理事・監事の選任等の重要な役割を担っております。

■総代の任期と定数および選出方法

総代の任期は3年となっており、定数については定款により「100人以上110人以内」と定められております。
また、総代の選出方法および地区別等については「総代選挙規定」に定められております。



■総代地区懇談会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、平成19年11月より総代地区懇談会を毎年開催し、当組合の経営状況や経営計画等についての詳細なご説明をさせていただいております。

平成22年度においても6会場に分けて開催し、当組合より仮決算概況、中小企業支援活動ならびに地域貢献活動等をご説明するとともに、各総代よりは利用者側に立った視点でのご意見をいただき、大変有意義な懇談会となっております。



■第56期定時総代会の報告

平成23年6月21日開催の第56期通常総代会において、次の報告および決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案どおり承認可決されました。

**■報告事項**

第56期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

■決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 第56期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 組合員の法定脱退に関する件 |
| 第3号議案 | 退任役員に対する退任慰労金贈呈の件 |

■総代のご紹介

(平成23年6月21日現在 103名)

選挙区		総代数	総代氏名							(敬称略:五十音順)
第1区	本店	19名	阿部一喜代 近江 恵一 近藤 良一 渡辺 紀一	粟野 勝義 大森 祥市 白出 征三	石巻ガス(株) 尾形 和昭 鈴木 啓三	石森 義信 尾形 清雄 蛭田 仁	板橋 一男 幸田 一男 福村 健	大野 晃 小松 信雄 森岡 茂		
	中里支店	8名	阿部 博昭 宮本 正隆	阿部 正美 和田 純大		久我 成道	佐藤 吉則	高橋 宏治	武田 幸一	
	湊支店	9名	浅野 亨 及川 守	阿部 貞夫 木村 克也	阿部 達男 布施 三郎	石川 佳洋	石巻魚市場(株)	及川 幸八		
	蛇田支店	7名	阿部 晃 山本光二郎	伊藤 昇市	太田 卓男	小野 芳男	高橋 周一	高橋 忠男		
	大街道支店	8名	伊藤 和男 松本 賢	大槻 勝男 松本 俊彦	斎藤 匠	佐藤 佑	丹野 和夫	橋爪 英紀		
	渡波支店	7名	阿部 善司 西抜登喜夫	阿部 友宏	及川 市朗	高砂 光延	高橋 徳義	武田 信市		
第2区	矢本支店	8名	阿部 輝男 松本 憲雄	石川 和典 毛内 忠男	大江 元広	櫻井 征也	菅井 正幸	菅原 三郎		
	松島支店	5名	小野 明文	樋崎 希之	鈴木 秀治	高橋 静男	手代木政廣			
第3区	前谷地支店	9名	相澤 孫克 佐々木久義	池田 憲彦 佐藤 敬一	伊藤 忠文 高橋 英一	後藤 昭伍	斎藤 正秀	佐々木榮一		
	豊里支店	6名	阿部 勝治	大沼 弘輝	今野 忠教	西條 利市	只野九十九	只野 佳旦		
	登米支店	3名	猪股 育夫	桑原 衛	吉田 勝春					
第4区	飯野川支店	14名	伊藤 倴 佐々木昭吉 横山 宗一	岡 武志 佐藤幸太郎 渡辺 弘	小野寺善治郎 佐藤 康仁	小林 茂男 武山 徳藏	佐々木勝也 宮城十條林産(株)	佐々木貴美雄 山部 和男		

(*)非上場株式及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表 計上額			
国 債	22百万円	23百万円	0百万円
社 債	900	910	10
小 計	922	934	11

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表 計上額			
国 債	10百万円	10百万円	△0百万円
社 債	80	79	△0
小 計	90	90	△0
合 計	1,013	1,024	10

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表 計上額			
株 式	30百万円	20百万円	9百万円
小 計	30	20	9

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表 計上額			
株 式	34百万円	40百万円	△5百万円
小 計	34	40	△5
合 計	64	61	3

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債 国 社	券 債 債	1 年 以 内	1 年 超	5 年 超	10 年 超
		百万円	5 年 以 内	10 年 以 内	百万円
	10		10	12	—
	240		740	—	—
合 計	250		750	12	—

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,828百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,828百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	230百万円
減価償却超過額	12百万円
役員退職慰労引当金	11百万円
その他	17百万円
繰延税金資産小計	271百万円
評価性引当額	△271百万円
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1百万円
繰延税金負債合計	1百万円
繰延税金負債の純額	1百万円

28. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる財務諸表への影響はありません。



経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成21年度	平成22年度
経 常 収 益	1,950,078	1,801,036
資金運用収益	1,825,983	1,685,017
貸出金利息	1,504,836	1,448,184
預け金利息	283,538	210,599
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	25,152	14,375
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	12,456	11,857
役務取引等収益	104,945	97,333
受入為替手数料	63,426	59,813
その他の役務収益	41,519	37,520
その他業務収益	6,400	10,693
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	6,400	10,693
その他経常収益	12,749	7,990
株式等売却益	—	0
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	12,749	7,990
経 常 費 用	1,781,976	1,586,445
資金調達費用	192,740	113,658
預金利息	176,580	103,070
給付補てん備金繰入額	16,100	10,521
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	37	39
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	22	27
役務取引等費用	101,854	96,790
支払為替手数料	17,746	16,616
その他の役務費用	84,108	80,174
その他業務費用	33	66
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	33	66
経 費	1,256,110	1,254,293
人 件 費	817,223	853,396
物 件 費	420,339	382,081
税 金	18,546	18,815
その他経常費用	231,237	121,635
貸倒引当金繰入額	156,602	83,386
貸出金償却	41,558	27,363
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	33,076	10,886
経 常 利 益	168,102	214,590

科 目	平成21年度	平成22年度
特 別 利 益	19,723	18,215
固定資産処分益	420	—
負ののれん発生益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	19,303	18,215
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	4,069	135,772
固定資産処分損	4,069	499
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	135,273
税引前当期純利益	183,756	97,033
法人税、住民税及び事業税	70,356	45,013
法人税等調整額	△ 11,902	122,214
法人税等合計	58,453	167,228
当期純利益(又は当期純損失)	125,302	△ 70,194
前期繰越金	64,111	70,727
当期末処分剰余金	189,414	533

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純損失 72円34銭

3. その他の特別損失は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による損失額であり、その内訳は以下のとおりであります。

なお、建物修繕費等のうち、震災による建物修繕等引当金の繰入額は2百万円であります。

貸倒引当金繰入額	96百万円
固定資産の減失損失	27百万円
建物修繕費等	9百万円
その他	1百万円
合計	135百万円

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成21年度	平成22年度
当期末処分剰余金	189,414	533
積立金等取崩額	720	101,816
剰余金処分額	119,406	19,350
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	19,406	19,350
	(年4.00%の割合)	(年4.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	100,000	—
次期繰越金	70,727	82,999

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成21年度	平成22年度
人件費	817,223	853,396
報酬給料手当	696,776	698,278
退職給付費用	33,600	62,680
その他の手当	86,846	92,437
物件費	420,339	382,081
事務費	160,343	147,243
固定資産費	71,899	61,063
事業費	29,540	24,724
人事厚生費	8,936	7,730
減価償却費	78,315	65,438
その他の物件費	71,304	75,880
税金	18,546	18,815
経費合計	1,256,110	1,254,293

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成21年度	平成22年度
資金運用収益	1,825,983	1,685,017
資金調達費用	192,740	113,658
資金運用収支	1,633,243	1,571,359
役務取引等収益	104,945	97,333
役務取引等費用	101,854	96,790
役務取引等収支	3,090	543
その他業務収益	6,400	10,693
その他業務費用	33	66
その他業務収支	6,366	10,627
業務粗利益	1,642,700	1,582,529
業務粗利益率	1.73 %	1.62 %

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成21年度	平成22年度
役務取引等収益	104,945	97,333
受入為替手数料	63,426	59,813
その他の受入手数料	41,519	37,520
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	101,854	96,790
支払為替手数料	17,746	16,616
その他の支払手数料	376	408
その他の役務取引等費用	83,732	79,765

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成21年度	平成22年度
受取利息の増減	△50,749	△140,966
支払利息の増減	△63,732	△79,081

業務純益

(単位:千円)

項 目	平成21年度	平成22年度
業務純益	418,791	354,759



自己資本の充実状況

(単位:百万円)

項目	平成21年度	平成22年度	項目	平成21年度	平成22年度
(自己資本)			自己資本総額 (A)+(B)=(C)	6,421	6,356
出資金	484	483	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
非累積的永久優先出資	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他の資本剰余金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—	—
利益準備金	484	483	控除項目不算入額(△)	—	—
特別積立金	5,220	5,120	控除項目計(D)	—	—
次期繰越金	70	82	自己資本額(C)-(D)=(E)	6,421	6,356
その他の	—	—	(リスク・アセット等)		
自己優先出資(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	28,962	26,667
自己優先出資申込証拠金	—	—	オフ・バランス取引等項目	220	202
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,069	3,036
営業権相当額(△)	—	—	リスク・アセット等計(F)	32,252	29,907
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—			
基本的項目(A)	6,260	6,169			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—			
一般貸倒引当金	161	199			
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—			
補完的項目不算入額(△)	—	12	単体Tier1比率(A/F)	19.41%	20.62%
補完的項目(B)	161	186	単体自己資本比率(E/F)	19.91%	21.25%

(注)「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

1.自己資本調達手段の概要(平成22年度末現在)

自己資本は、基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されております。

平成22年度末の自己資本の基本的項目につきましては、地域の皆さまよりの出資金483百万円と、当組合が積み立ててまいりました特別積立金・利益準備金等5,686百万円の合計額6,169百万円となっております。

また、補完的項目としては、186百万円となっております。

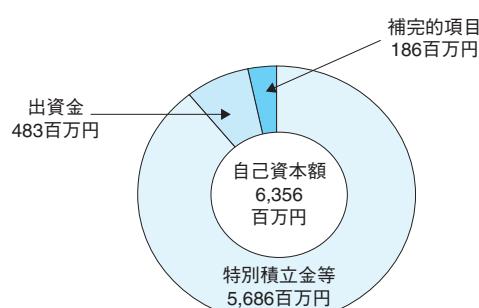
なお、当組合では期限付劣後債務等は該当ございません。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率(21.25%)はもとより、Tier1比率(20.62%)についても国内基準である4%をはるかに上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

また、繰延税金資産は東日本大震災による将来収益影響が不透明であり、保守健全の見地から計上しておりません。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて業務純益を確保し、適正償却・引当後の利益処分での自己資本増加による着実な向上を図ることを基本施策としております。



経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	1,799,829	1,979,683	1,998,022	1,950,078	1,801,036
経常利益	159,351	114,182	118,502	168,102	214,590
当期純利益(又は当期純損失)	123,364	74,394	73,696	125,302	△70,194
預金積金残高	83,284,329	84,760,032	85,730,668	86,526,078	85,464,362
貸出金残高	55,072,505	55,186,177	55,787,668	55,818,681	54,110,136
有価証券残高	1,681,459	1,862,369	2,880,012	1,790,127	1,090,672
総資産額	90,165,800	91,707,861	92,680,854	93,550,467	92,315,204
純資産額	6,112,624	6,141,276	6,177,356	6,290,968	6,191,092
自己資本比率(単体)	16.89 %	17.11 %	18.65 %	19.91 %	21.25 %
出資総額	490,257	487,824	485,644	484,923	483,107
出資総口数	980,515 □	975,648 □	971,288 □	969,847 □	966,214 □
出資に対する配当金	19,653	19,578	19,463	19,406	19,350
職員数	126 人	129 人	131 人	128 人	125 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	21年度	94,587 百万円	1,825,983 千円	1.93 %
	22年度	97,210	1,685,017	1.73
うち 貸出金	21年度	53,520	1,504,836	2.81
	22年度	53,662	1,448,184	2.69
うち 預け金	21年度	38,153	283,538	0.74
	22年度	41,990	210,599	0.50
うち 金融機関貸付金	21年度	700	15,246	2.17
	22年度	700	15,246	2.17
うち 買入金銭債権	21年度	102	3,926	3.83
	22年度	90	3,509	3.87
うち 有価証券	21年度	2,611	25,152	0.96
	22年度	1,267	14,375	1.13
資金調達勘定	21年度	90,247	192,740	0.21
	22年度	92,606	113,658	0.12
うち 預金積金	21年度	90,227	192,680	0.21
	22年度	92,585	113,591	0.12
うち 譲渡性預金	21年度	—	—	—
	22年度	—	—	—
うち 借用金	21年度	15	37	0.24
	22年度	15	39	0.25

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成21年度9百万円、平成22年度10百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2.「うち貸出金」には「うち金融機関貸付金」を含んで算出・表示しております。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

(注)オフバランス取引:本表に記載するオフバランス取引とは、先物取引・スワップ取引・オプション取引等の派生商品取引です。

総資産利益率

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度
総資産経常利益率	0.17	0.21
総資産当期純利益率	0.12	△0.07

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度
資金運用利回(a)	1.93	1.73
資金調達原価率(b)	1.59	1.47
資金利鞘(a-b)	0.34	0.26

先物取引の時価情報

該当事項なし

(注)先物取引:取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のことです。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成21年度			平成22年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	33	33	0	22	23	0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	500	500	0	—	—	—
	社債	1,140	1,155	15	900	910	10
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,673	1,689	16	922	934	11
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—	10	10	△0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	40	39	△0	80	79	△0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	40	39	△0	90	90	△0
合計	計	1,713	1,729	16	1,013	1,024	10

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式		12		12
合計		12		12



経理・経営内容

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成21年度			平成22年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	61	45	15	30	20	9
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	61	45	15	30	20	9
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3	3	△0	34	40	△5
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	3	3	△0	34	40	△5
合計		64	48	15	64	61	3

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.「株式」には、非上場株式が含まれております。

3.「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

4.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし



経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	分	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成21年度	1,869	1,287	581	1,869	100.0	100.0
	平成22年度	2,297	1,661	636	2,297	100.0	100.0
危険債権	平成21年度	2,074	1,923	102	2,026	97.7	68.4
	平成22年度	2,230	2,057	107	2,164	97.0	61.7
要管理債権	平成21年度	4	2	0	2	50.9	4.8
	平成22年度	39	35	3	39	100.0	100.0
不良債権計	平成21年度	3,948	3,214	684	3,898	98.7	93.2
	平成22年度	4,566	3,753	747	4,500	98.5	91.8
正常債権	平成21年度	52,207					
	平成22年度	49,868					
合計	平成21年度	56,155					
	平成22年度	54,435					

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成21年度	187	183	4 100.0
	平成22年度	279	236	43 100.0
延滞債権	平成21年度	3,753	3,027	679 98.7
	平成22年度	4,237	3,470	700 98.4
3か月以上延滞債権	平成21年度	—	—	—
	平成22年度	39	35	3 100.0
貸出条件緩和債権	平成21年度	4	2	0 50.9
	平成22年度	—	—	—
合計	平成21年度	3,946	3,212	684 98.7
	平成22年度	4,555	3,742	747 98.5

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てであった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てであった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てであった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てであった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。

5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令等遵守体制

当組合では、コンプライアンスを経営の最重点課題と位置づけ、リスク統括室を統括部署とするほか、各営業店・本部各課にコンプライアンス担当者を配置して体制の整備を図るとともに、必要に応じて弁護士・税理士等の外部専門家よりの助言を受けられる体制を整備しております。また、各営業店および本部各課においても各自年度ごとに実践すべきコンプライアンス・プログラムを策定し実行するとともに、統括部署であるリスク統括室においてプログラム実施状況の確認・指導を行い、定期的に常務会・理事会に取組状況を報告・協議しております。

加えて、理事会承認のもと「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規定」を制定するとともに、コンプライアンス遵守の具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」についても弁護士のリーガル・チェックを経て策定を行っております。また、一人一人のコンプライアンス遵守意識の徹底のため、各営業店・本部各課において定期的な内部研修を実施するほか、パート職員等を含めた全職員に「コンプライアンス自己診断」を毎年実施する等、法令等遵守の啓蒙を図っております。

さらに、今後はお客様への金融商品の説明体制等を含めた顧客保護等管理態勢や各種リスクのチェック強化に努め、地域の皆さまにより一層信頼される金融機関を目指してまいります。

当組合の行動綱領

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1.信用組合の公共的使命 | 5.職員の人権の尊重等 |
| 2.キメ細かい金融サービスの提供 | 6.環境問題への取組み |
| 3.法令やルールの厳格な遵守 | 7.社会貢献活動への取組み |
| 4.地域社会とのコミュニケーション | 8.反社会的勢力との対決 |

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

(1)組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

(2)外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3)取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

(4)有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(5)資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事業を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リス ク の 説 明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことといたします。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評 価 ・ 計 測	当組合では、「リスク管理債権」を、自主分類コードにより電算にて毎月管理しております。また「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター(「R&I」)
 株式会社 日本格付研究所(「JCR」)
 ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(「Moody's」)
 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(「S&P」)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、保証、預金担保、不動産などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、保証や担保による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、保証又は担保に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、保証又は担保が必要な場合には、お客さまへの充分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当組合が扱う担保の保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等があり、他に自組合預金・積金、不動産等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規定及び「不動産担保評価要領」等の各種要領により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規定・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化エクスポートに関する事項

該当事項なし

●オペレーション・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーション・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。
管理方針・体制	当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施とともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、事務部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、事務部及び関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。 システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」に基づき、運用面や管理体制を対象としてシステムチェックを実施し、システムの安全性・信頼性の確保に努めております。また、万一災害や障害発生によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合、お客様に対するサービスに出来る限り支障が出ないよう業務を継続するためマニュアルの整備と障害を想定した訓練を行っております。 その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェック及び対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。
評価・計測	事務リスクについては、内部監査の実施結果及び「事務ミス対応マニュアル」に基づいた「事務ミス報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」のチェック表に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。 また、チェック結果による営業店の現状を常務会に報告、併せてチェック結果を業績評価に組み入れしており、その他リスクについても都度、評価等を実施しております。

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーション・リスク量の算出を行っております。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーション・リスク量}$$

〔※粗利益=業務粗利益-(国債等債券売却益+国債等債券償還益)+(国債等債券売却損+国債等債券償還損+役務取引等費用(アウトソーシング費用に該当するもの))〕

顧客保護等管理態勢

●顧客保護等管理態勢

当組合は、「顧客保護」を重点課題とし平成19年11月理事会承認のもと「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を制定し、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上を図りながら、お客さまからの信頼を確保するため法令等を遵守して、以下の態勢について誠実かつ公正に事業を遂行しております。

お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまへの正確かつ適切な商品説明と情報提供を行うとともに、お客さまからの相談・苦情等については、相談・苦情窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を確保して、ご理解を得られるように努めております。

また、平成22年10月1日に施行された金融ADR制度に対応して、当組合内窓口のほか「しんくみ相談所」あるいは「東京弁護士会紛争解決センター」「第一東京弁護士会仲裁センター」「第二東京弁護士会仲裁センター」へお客さまから直接お申し出いただくことも可能です。

お客さまの情報については、適法かつ適切な手段で取得するとともに、不正なアクセスや流出等の防止のため適切かつ充分な安全保護管理を致しております。さらに、当組合がその業務を外部委託する場合にも、お客さまの情報管理について外部委託先のチェックを行っております。

経 営 内 容

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規定」を基本規定とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「有価証券運用リスク管理規定」「有価証券の保有目的区分規定」「有価証券減損処理規定」「有価証券ロスカット規定」の各規定に基づき、適正に運用・管理しております。 尚、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規定、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出し常務会に報告するとともに、半期ごとに時価評価のほか業種別や格付別等の分析結果を常務会・理事会に報告しております。また、出資先の業況把握については、出資先のディスクロージャー誌や決算書等により経営業況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、預金・貸出金・有価証券など)が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことです。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常務会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動(金利ショック)を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量(下記の算定手法に基づくBPVによる資産価値の変動額)や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量(BPVによる資産価値の変動額)は、以下の定義に基づき算定しております。

(1) 計測手法

信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムによる「再評価方式」を採用しております。

「再評価方式」とは、現時点(計算基準日時点。以下同じ。)における資産・負債についてキャッシュ・フローを計算し、現時点の市場金利から作成したイールドカーブ(注1)と、金利変動後(200bpの平行移動)のイールドカーブの2つで計算した現在価値の差額をとり、直接「金利ショック下での現在価値変動額」を計算する方法です。

(2) コア預金(注2)

対象:無利息預金(当座預金、普通預金のうち決済用預金、別段預金)を除く、流動性預金全般を対象としております。

算定方法:以下の①から③のうち、最小の額を上限として算出しております。

①過去5年の最低残高(毎月末残高)、②過去5年間の最大年間流出量(当該月末残高と前年同月末残高との比較より算出)を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額

平成23年3月期は「現残高の50%相当額」が最小となっております。

満期:2.5年を満期として計上しております。

(3) 計測対象

預金・貸出金・有価証券・預け金等の金利感応資産・負債、および買入金銭債権を対象としております。

但し、無利息預金や金利更改が明確でない延滞貸出金等は計測の対象外としております。

(4) 金利ショック幅

200bp(2%)の平行移動により算出しております。

(5) リスク計測の頻度

四半期ごとに算出しております。

(注1) イールドカーブ:償還までの期間(残存年数)の異なる金利を結んでグラフにしたもの。

(注2) コア預金:明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって隨時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	994	1,143
自己資本額	6,421	6,356
金利ショックの自己資本額に対する影響率	15.49%	17.98%

リスク管理体制

— 定 量 的 事 項 —

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクspoージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.19をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額 合計	29,183	1,167	26,870	1,074
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ごとのエクspoージャー	29,183	1,167	26,870	1,074
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	7,743	309	7,499	299
(iii) 法人等向け	6,191	247	5,243	209
(iv) 中小企業等・個人向け	9,828	393	9,200	368
(v) 抵当権付住宅ローン	1,312	52	1,236	49
(vi) 不動産取得等事業向け	1,101	44	1,141	45
(vii) 信用保証協会付	544	21	480	19
(viii) 3か月以上延滞等	433	17	332	13
(ix) その他	2,027	81	1,736	69
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
□. オペレーション・リスク	3,069	122	3,036	121
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+□)	32,252	1,290	29,907	1,196

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(viii)に区分されないエクspoージャーです。具体的には、「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)へのエクspoージャー」及び資産のうち「有形固定資産・無形固定資産・繰延税金資産・買入金銭債権」等のエクspoージャーが含まれます。

6. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

●信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポート区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高				3か月以上 延滞 エクスポート	エクスポート区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高				3か月以上 延滞 エクスポート			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券	デリバティブ取引			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券	デリバティブ取引				
	平成21年度	平成21年度					平成22年度	平成22年度						
製造業	7,824	7,809	—	—	44	製造業	7,254	7,240	—	—	57			
農業	364	364	—	—	—	農業、林業	293	293	—	—	—			
林業	10	10	—	—	—	漁業	334	334	—	—	9			
漁業	273	273	—	—	10	鉱業、採石業、砂利採取業	214	214	—	—	—			
鉱業	252	252	—	—	—	建設業	10,395	10,393	—	—	178			
建設業	10,204	10,202	—	—	253	電気、ガス、熱供給、水道業	255	255	—	—	—			
電気、ガス、熱供給、水道業	509	509	—	—	—	情報通信業	67	66	—	—	—			
情報通信業	77	76	—	—	—	運輸業、郵便業	3,597	3,597	—	—	—			
運輸業	3,700	3,700	—	—	1	卸売業、小売業	8,547	8,543	—	—	146			
卸売・小売業	8,911	8,907	—	—	121	金融業、保険業	34,945	716	982	—	—			
金融、保険業	36,160	717	1,683	—	—	不動産業	808	808	—	—	9			
不動産業	758	758	—	—	—	物品賃貸業	183	183	—	—	—			
						学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—			
						宿泊業	297	297	—	—	—			
						飲食業	699	699	—	—	2			
						生活関連サービス業、娯楽業	214	214	—	—	144			
						教育、学習支援業	15	15	—	—	—			
						医療、福祉	233	233	—	—	—			
						その他のサービス	3,766	3,765	—	—	133			
各種サービス	5,407	5,405	—	—	253	その他の産業	233	233	—	—	—			
その他の産業	104	104	—	—	—	国・地方公共団体等	3,031	2,998	33	—	—			
国・地方公共団体等	2,707	2,674	33	—	—	個人	13,260	13,260	—	—	125			
個人	14,317	14,317	—	—	149	その他	4,599	69	—	—	—			
その他	2,795	70	—	—	—	業種別合計	93,249	54,435	1,015	—	808			
業種別合計	94,380	56,155	1,716	—	834	1年以下	25,549	9,518	251	—				
1年以下	33,649	11,980	814	—		1年超3年以下	20,181	3,578	442	—				
1年超3年以下	16,568	3,841	572	—		3年超5年以下	6,459	6,150	309	—				
3年超5年以下	6,531	6,201	329	—		5年超7年以下	6,005	6,003	2	—				
5年超7年以下	5,419	5,419	—	—		7年超10年以下	18,070	17,972	10	—				
7年超10年以下	16,799	16,703	—	—		10年超	10,404	10,404	—	—				
10年超	11,132	11,132	—	—		期間の定めのないもの	6,578	807	—	—				
期間の定めのないもの	4,279	876	—	—		残存期間別合計	93,249	54,435	1,015	—				
残存期間別合計	94,380	56,155	1,716	—										

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「3か月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。

3.上記の業種別の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポートです。

具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、買入金債権等が含まれております。

4.上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、総合口座貸越等が含まれております。

5.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成22年度は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金			貸出金償却	業種別	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	当期増減額	期末残高			期首残高	当期増減額	期末残高	
	平成21年度	平成21年度	平成21年度			平成22年度	平成22年度	平成22年度	
製造業	22	△0	21	3	製造業	21	31	53	1
農業	0	△0	—	—	農業、林業	—	4	4	—
林業	—	—	—	—	漁業	6	1	8	—
漁業	6	0	6	—	鉱業、採石業、砂利採取業	14	△4	9	—
鉱業	16	△2	14	—	建設業	169	△12	157	15
建設業	197	△27	169	30	電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—
情報通信業	4	△4	—	—	運輸業、郵便業	0	△0	0	—
運輸業	2	△1	0	—	卸売業、小売業	231	10	241	9
卸売・小売業	197	33	231	0	金融業、保険業	—	—	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	不動産業	1	△0	1	—
不動産業	1	0	1	—	物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス	110	51	161	3	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
					宿泊業	—	—	—	—
					飲食業	1	△0	0	—
					生活関連サービス業、娯楽業	70	25	95	—
					教育、学習支援業	—	—	—	—
					医療、福祉	—	—	—	—
					その他のサービス	90	18	108	—
					その他の産業	—	—	—	—
					国・地方公共団体等	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	個人	75	△15	59	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	合計	684	59	743	27
個人	76	△1	75	3	合計	684	59	743	27
合計	636	47	684	41					

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成22年度は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額	
	平成21年度	平成22年度
0	19,864	22,836
10	13,022	12,093
20	35,211	34,297
35	2,576	2,418
50	370	463
75	12,799	11,983
100	10,393	9,087
150	141	68
350	—	—
自己資本控除	—	—
合計	94,380	93,249

(注)1. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

なお、当組合預金担保充当分のエクspoージャーについては、リスク・ウェイト区分0%に計上しております。

2. 格付が付与されている信用供与の割合が、信用供与の額全体の1%未満のため、格付有無の区分は省略しております。

経 営 内 容

■ 信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー	3,716	3,241	7,542	7,258	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	1,123	743	—	—	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	2,421	2,373	3,049	2,936	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	2	2	4,114	3,927	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	20	5	274	250	—	—	—	—
⑦ 信用保証協会付	4	4	—	—	—	—	—	—
⑧ 3か月以上延滞等	—	4	49	63	—	—	—	—
⑨ その他	143	108	54	80	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポートジャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポートジャー)を含みません。

3. 「⑨その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポートジャーです。具体的には「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)向けエクスポートジャー」が含まれます。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

■ 証券化エクスポートジャーに関する事項

● オリジネーターの場合

該当事項なし

● 投資家の場合

該当事項なし

■ 出資等エクスポートジャーに関する事項

● 出資等エクスポートジャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	出資等エクスポートジャー	うち、その他有価証券で市場価格等の時価のあるもの				
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式	平成21年度	48	48	64	15	15
	平成22年度	55	61	64	3	9
非上場株式等	平成21年度	212	—	—	—	—
	平成22年度	212	—	—	—	—
合 計	平成21年度	261	48	64	15	15
	平成22年度	268	61	64	3	9

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「売買目的有価証券」は該当事項なし。

3. 「非上場株式等」には、全国信用協同組合連合会への出資金、及びその他出資金を含んでおります。

● 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
売却益	—	0
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
評価損益	15	3

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社及び関連会社の評価損益)

該当事項なし

国際業務

証券業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区分	平成21年度	平成22年度
貿易	—	—
輸出	—	—
輸入	—	—
貿易外	—	—
合計	—	—

(注)全国信用協同組合連合会の取次業務として取扱っております。

(直接の取扱いはございません。)

外貨建資産残高

(単位:千ドル)

項目	平成21年度	平成22年度
外貨建資産残高	—	—

(注)外貨建資産はございません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末
全国信用協同組合連合会	169	152
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	51	42
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	34	23
独立行政法人 住宅金融支援機構	4,366	3,924
独立行政法人 雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	70	69
その他の	—	—
合計	4,694	4,214

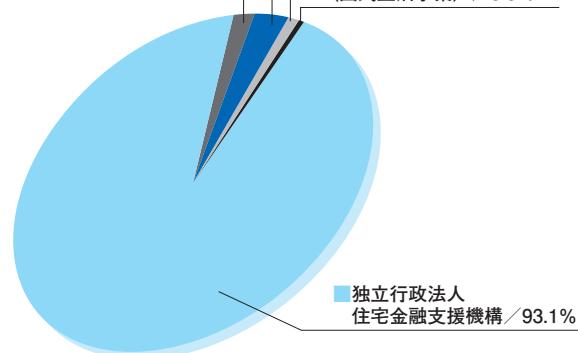
平成22年度末公庫・機構等別貸出残高構成比

■全国信用協同組合連合会／3.6%

■株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)／1.0%

■独立行政法人 福祉医療機構／1.7%

■株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)／0.6%



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成22年4月1日から平成23年3月31までの第56期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成23年6月22日

石巻商工信用組合

理事長 木村繁

内国為替取扱実績(送金・振込・代金取立)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度
	取扱金額	取扱金額
他の金融機関向け	56,414	59,635
他の金融機関から	66,679	69,951
合計	123,093	129,587

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地元の中小企業の皆さまや住民の方々が組合員となって、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小企業の皆さまや住民の方々一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま・組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

融資を通じた地域貢献

景気の低迷等、中小企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、当組合の融資商品やセーフティネット保証制度等の積極的な推進を行い、地域の皆さまへの資金を提供することにより、経営の安定を図る支援を行っております。

さらに、個人の皆さまには、生活基盤の確立に重要な住宅新築等の資金として「住宅ローン」を始めとした個人ローンの積極的な推進を図っており、今後とも地域の経済的発展および生活の安定に寄与してまいります。

取引先への支援状況等

当組合は、お取引先の経営改善支援のため「事業所支援課」が中心となり、財務内容改善等のコンサルティング機能の強化に積極的に取組みしております。

その一環として、平成22年度は経済産業省の中小企業支援制度「中小企業応援センター事業」に、当組合が「宮城・山形しんくみネットワーク」の代表として認定を受け、お取引先の皆さまが抱える「経営力の向上」、「事業承継」等の様々な課題に応じて、「コーディネーター」が中心となり中・長期的な事業発展への支援体制を強化し、専門家派遣・窓口相談・経営セミナー・ビジネスマッチング等を通じて、経営相談支援事業に取組みいたしました。

又、「石巻ものづくり支援産学連携のつどい」を開催、東北工業大学と連携して地域の産業活性化支援を図りました。

文化的・社会的貢献に関する活動

(1) 子どもと家庭の健全育成活動への寄付

当組合は、全国信用協同組合連合会等と連携して、クレジットカード「しんくみピーター・パンカード」の取扱いを通じ、お客さまに一切の負担をおかけすることなく、利用代金の一定割合と当組合の助成金を含め、平成13年度より各地区の子供会育成会連合会等に寄付して、その活動を支援しております。

平成22年度は、石巻市子ども会育成会、東松島市子ども会育成連合会と石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会へ、それぞれ寄付金を贈呈いたしました。

(2) 防犯パトロール活動・こども110番連絡所

地域社会への貢献活動の一環として、所轄の警察署とタイアップし、地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、平成18年5月より涉外活動を通じた防犯パトロール活動を展開しております。合わせて、地域の子どもが危険を感じた時の緊急避難所として、営業店を「こども110番連絡所」としております。

(3) 献血活動

信用組合業界では、社会貢献活動として輸用血液への献血活動を行っており、平成22年度も業界全体で4,000名余が献血に参加しました。当組合においても、役職員62名が積極的に献血活動に参加しました。

預金者保護(ATMセキュリティ対策等)

当組合は預金者保護として、ATMセキュリティ等について以下の対策を実施しております。

(1) 暗証番号の変更は、当組合のATMでお客さまが簡単にお手続きできます。

「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等、類推されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めしております。又、暗証番号変更時には「類推されやすい暗証番号」のチェックを実施しております。

(2) 取引限度額等の設定

お客様のご預金保護のため、ATMでの1日のご利用限度額について「現金支払および振込」各々100万円以内と定めておりますが、お客様のご希望に応じて、口座ごとに「ATMでの1日の支払限度額および振込限度額」を100万円以内(千円単位)で各々設定することができます。また、「取引可能店舗の制限」の設定も可能ですので、ご希望される場合は、窓口にお申し出下さい。

(3) ATMコーナーの安全対策

ATMの前面に、後方確認のための鏡を設置して、覗き見防止の対策を講じております。

また、「振り込め詐欺」防止対策として、携帯電話を使用しながらATMを操作すると音声や光によって係員に代わり注意を呼びかけます。(矢本支店、大街道支店)

(4) 偽造キャッシュカード等の被害への補償

偽造・盗難カード被害に対して、預金者保護法に基づく補償のほか、法律が規定していない被害に対しても、当組合の補償基準に基づき補償を実施する制度がございますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出下さい。

(5) 休業日のATM利用時におけるトラブル対応

◆通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の場合のご連絡先

047-498-0151にご連絡願います。

◆ATM操作時のトラブル発生等のご連絡方法

ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

地域サービスの充実

(1) ATMの利用手数料無料化

当組合では、全国すべての金融機関(Mics・SANCS加盟)のCD・ATMのご利用手数料を、組合員及び組合員家族の皆さんに限り無料でご利用(月間3回まで)いただけるサービスの提供をしております。

なお、当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日、祝日等でも組合員・組合員以外に係わらず全ての方に無料でご利用いただけます。

セブン銀行との提携 ▷▷▷ 日中の手数料は無料

当組合のキャッシュカードで「セブン・イレブン」や「イトーヨーカー」等に設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」「残高照会」がご利用いただけます。

[当組合キャッシュカードのセブン銀行での取扱時間帯・手数料無料時間帯]

曜日	取扱時間帯	手数料無料時間帯
平日	7:00～22:00	8:45～18:00
土曜日	8:00～19:00	9:00～14:00
日曜日・祝日	8:00～19:00	(1件105円)

(2) 「しんくみふれあい相談コーナー」の設置

当組合では、営業時間外でも各種ローンのご相談に応じられるよう「しんくみふれあい相談コーナー」を設置しております。

- ・取扱店 全店に設置しておりますので、お気軽に各営業店にご連絡下さい。
- ・開催日時 月～金(祝祭日を除く)午前9時から午後7時
(午後3時以降をご希望の場合は事前にご予約願います。)

(3) 窓口営業時間のご案内

当組合では、全店舗午前9時より午後3時まで窓口営業を行っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口:石巻商工信用組合 総務部】

受付日:月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く)
受付時間:午前9時～午後5時
電話:0225-95-3333
なお、苦情対応の手続きについては、ポスターをご覧いただくか、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.ishinomakisyokou.shinkumi.jp/>

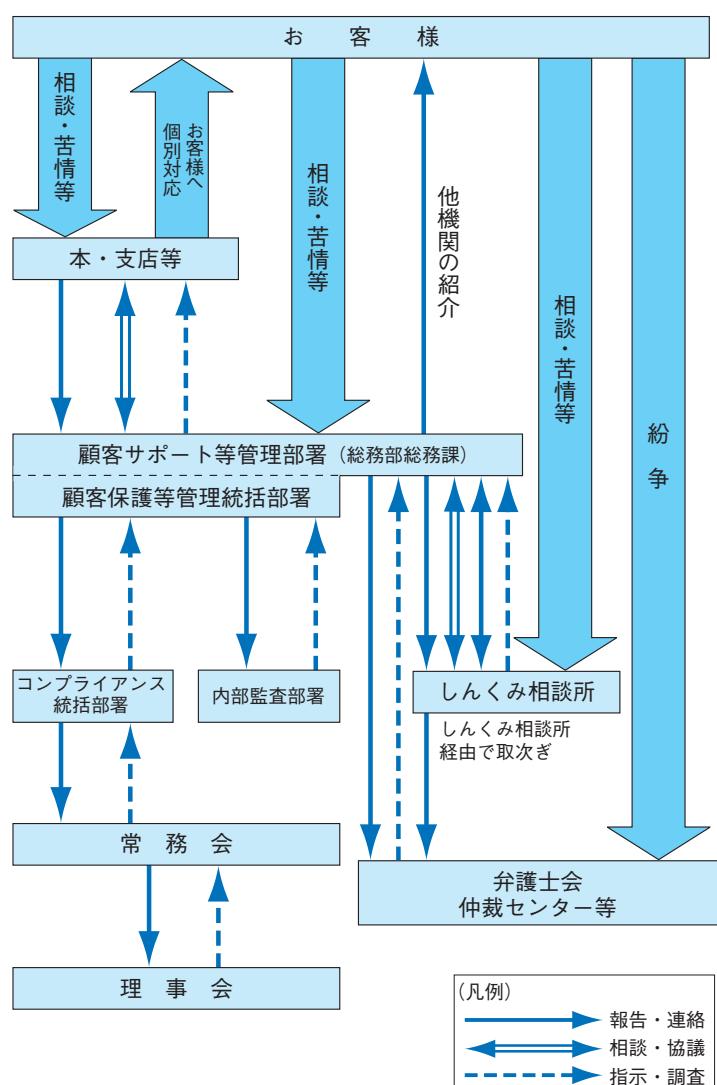
●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)
第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記石巻商工信用組合総務部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

【窓口:(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日:月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)
受付時間:午前9時～午後5時
電話:03-3567-2456
住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

当組合の苦情受付・対応態勢 (平成23年7月1日現在)



地域密着型金融の取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)			経営改善支援取組み率 (α/A) (β/α)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
1,181	49	3	42	49	4.1	6.1

(注)1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2.期初債務者数は平成22年4月当初の債務者数です。

3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4.「 α (アルファ)」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5.「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6.「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

創業・新事業支援融資実績

(単位:件数、百万円)

	平成22年度	
	件 数	金 額
創業・新事業支援実績	7	30

(注)創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

中小企業に適した資金供給手法

(単位:件数、百万円)

	平成22年度	
	件 数	金 額
財務制限条項を活用した商品による融資実績	—	—

	平成22年度	
	件 数	金 額
動産・債権譲渡担保融資の実績	9	31
うち、売掛債権担保融資	9	31
うち、動産担保融資	—	—

(注)1.「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2.金額は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。

3.動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。

	平成22年度	
	件 数	金 額
ノン・リコースローンの実績	—	—

(注)「ノン・リコースローン」とは、返済原資を事業に係るキャッシュ・フローに限定した融资です。

	平成22年度	
	件 数	金 額
財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資	23	284

(注)1.平成21年度以前に取扱いを開始した融資商品のうち、平成22年度中に融資実績のあるものを含みます。

2.TKCとの連携による融資実績のほか、独自の新商品開発(TKC関連以外)の実績を含みます。

金融円滑化推進に関する当組合の対応方針等

当組合では基本理念に基づき、従来より地域への円滑な資金の供給や、お客様の経営改善あるいは再生に向けた支援など、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、現状の経済金融情勢や雇用環境等により、お客様がお借入の返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店でより適切にお客様からのご相談に対応するため、ここに「金融円滑化推進についての当組合の方針」を定め、金融円滑化の推進に向けた取組みを一層強化してまいります。

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済状勢の影響(状況)等により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「震災関連・金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「震災関連・金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。
また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関((株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫)、信用保証協会、(独)住宅金融支援機構、(株)企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

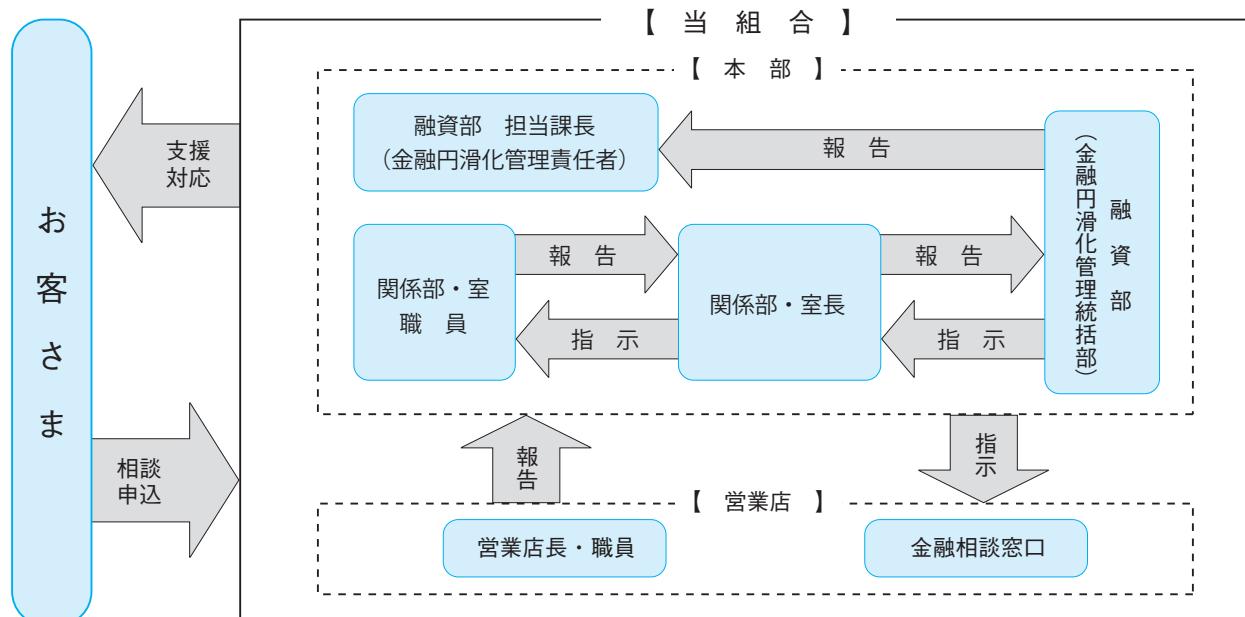
V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。
また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 東日本大震災に伴う貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

この度の東日本大震災に伴うお客様の直接的・間接的な被害および影響を踏まえ、当組合はお客様の状況、ご要望に応じたきめ細かい、弾力的かつ迅速な対応に努めるとともに、地域経済の復旧復興に尽力をつくしてまいります。

金融円滑化に関する当組合の相談受付等の体制



当組合のコンサルティング機能発揮による中小企業支援活動の展開

地域密着型金融の推進として、提案・相談・コンサルティング活動を展開しております。

- 主な支援内容**
- ①新事業展開（経営革新、地域資源活用、農商工等連携、新連携）
 - ②創業、事業再生及び再チャレンジ
 - ③事業承継
 - ④ものづくりの高度化
 - ⑤新たな経営手法への取組み（ITを活用した経営力強化、知的資産経営）

①新事業展開支援

・経営革新

中小企業の「新商品開発」「新サービスの開発」「新しい販売方法の導入」など新事業活動を支援します。新事業活動を推進することで「売上」と「利益」の向上が図れるよう、中小企業診断士などのコンサルタントがアドバイスをします。また「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の経営革新計画の認定を支援し、低利融資や保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポートします。

・地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術（地域資源）の活用によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援します。また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポートします。

・農商工等連携

農林漁業者との連携（農商工等連携）によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援します。また、「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大などの国の支援策活用をサポートします。

②創業、事業再生及び再チャレンジ支援

・創業支援

創業を目指す方には、創業計画策定をアドバイスします。また、当該業界の情報や国の支援策などの有益な情報を提供します。

・事業再生支援

独自の強みを持ちながら不振に陥った中小企業、急激な環境変化に対応できなくなった中小企業経営者の事業再生を支援します。また、必要に応じて中小企業再生支援協議会との連携により事業の再生を支援します。

③事業承継支援

親族内及び親族外への事業承継時に生じる様々な課題に悩む中小企業経営者や後継者等を支援します。必要に応じて事業承継における専門家等のネットワークを有する中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターと連携しながら、事業承継円滑化を支援します。

④ものづくりの高度化支援

中小企業独自の技術や広報などを活かした「ものづくりの高度化」を支援し、事業化をサポートします。

⑤新たな経営手法への取組支援

・ITを活用した経営力強化

中小企業が、ITを活用（インターネットを通じた電子情報や財務会計ソフトウェア等の活用）による財務会計の整備や管理会計の導入等により、自らの経営課題の把握や経営計画の策定、目標達成状況のモニタリングを可能とする仕組み等の構築を支援します。

・見えない資産の把握・活用（知的資産経営）

中小企業が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産（知的資産）を文書化（「見える化」）する取組を支援し、取引先や金融機関、従業員等のステークホルダーに対するコミュニケーション能力を向上させ、信用力・経営力の強化を支援します。

※①～⑤以外の相談につきましても、お気軽にご相談ください。

東日本大震災に関する対応等について

東日本大震災により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

震災により、ご本人やご家族が被災された方、あるいは居宅や店舗が被災される等、皆さまの事業や日常生活にも様々な影響がもたらされました。

発生から4ヶ月が経過し、ライフライン等の日常生活もほぼ回復している一方、未だに不自由な生活を余儀なくされている方が大勢おられます。

当組合としましては、震災発生直後から、下記のとおり預金の臨時払いをいち早く実施する等、皆さまの生活の安定に役職員一丸となって取り組んでおります。

現在は、ご預金やご融資、コンサルティング等について、下記の取扱いを行っておりますので、お気軽に各営業店にお問い合わせをお願いいたしますとともに、皆さまの一日も早い復興・復旧を心よりお祈り申し上げます。

【震災発生からの当組合の各種対応】

H23. 3.11(金)	○14時46分 マグニチュード9.0 震度7の大地震・津波が発生 ○当組合の本部室(本店2階)に対策本部を設置し、状況確認等を実施しました ○本店、中里支店、湊支店、矢本支店、大街道支店、渡波支店等で店舗が被災したものの、お客さま・地域住民の方々を会議室等に保護し避難を行いました
H23. 3.14(月)	○停電中であったものの、お客さまの生活資金確保のため、緊急時「業務継続対応マニュアル」に基づき、本店・飯野川支店・前谷地支店・松島支店・豊里支店・矢本支店・登米支店・蛇田支店・大街道支店の9店舗で緊急時の預金払出し対応を開始しました
H23. 3.16(水)	○津波による被害の無かった蛇田支店へ本部機能を移転しました
H23. 3.17(木)	○本店建物出入時の安全性確保が難しいことから、本店建物を閉鎖しました ○渡波支店において緊急時の預金払出し対応を開始しました
H23. 3.18(金)	○登米支店で通電及びオンライン回線が復旧し、全店の残高照会を同支店で開始しました
H23. 3.21(月)	○前谷地支店・松島支店・蛇田支店でオンライン回線が復旧しました(オンライン再開4店舗)
H23. 3.22(火)	○飯野川支店・豊里支店でオンライン回線が復旧しました(オンライン再開6店舗)
H23. 3.24(木)	○オンライン業務再開の6店舗において、通常の入出金業務の対応を開始しました
H23. 3.28(月)	○為替規制が解除され、送金・振込等の業務が開始されました ○震災により石巻手形交換所が閉鎖されたため手形交換業務が停止しておりましたが、仙台手形交換所に加盟し手形交換業務を開始しました
H23. 3.31(木)	○渡波支店でオンライン回線が復旧しました(オンライン再開7店舗)
H23. 4. 8(金)	○中里支店でオンライン回線が復旧しました(オンライン再開8店舗)
H23. 4.11(月)	○中里支店に本部機能を移転しました
H23. 4.12(火)	○矢本支店・大街道支店でオンライン回線が復旧しました(オンライン再開10店舗)
H23. 4.15(金)	○石巻手形交換所が再開されました

【ご預金・ご融資に関するお取り扱い】

- 預金通帳・証書・印章等が流出された場合の払出しや、汚れた通帳・証書の再発行については、運転免許証等でご本人であることが確認できる場合、便宜的にお取り扱いさせていただきます。
- 今回の災害による障害のため、万一、手形が不渡りとなってしまった場合、「手形交換に関する特別措置」により、不渡処分について配慮させていただきます。
- 汚れた紙幣等の引換えは窓口にて対応させていただきます。但し、紙幣・硬貨は種類が判別できる乾いた状態で窓口にお申し出いただけますよう、ご協力をお願い申し上げます。
- 被災の状況や応急資金状況等に応じて、貸出手続きの簡素化・迅速化に努めるとともに、各種ご相談に応じさせていただいておりますので、最寄りの店舗にてお気軽にご相談をお願いいたします。

《ご融資に関する各種相談等》

事業復興資金・事業再生資金の申込、返済中の借入金に関する返済猶予・返済金額の変更、その他お借入に関する各種ご相談

《災害対応の主な融資商品》

事業性のご融資…「東日本大震災復興緊急融資」「経営安定資金保証」「経営安定関連保証(国)」等

個人向けご融資…「災害復旧ローン」「住宅ローン」「リフォームローン(住まいる)」等

【相談業務】

当組合では震災関連相談窓口を開設し、お客様からの各種相談受付をしております。又、それに加え、以下のネットワークを活用し、より専門的な復興・復旧に向けたお手伝いを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●経済産業省中小企業支援ネットワーク強化事業による相談支援

当組合では、平成23年度経済産業省「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として認定を受け、各種相談内容に応じて、中小企業診断士等による専門家が個別相談を実施、より具体的な復興・復旧の支援を行っております。

●(独)中小企業基盤整備機構との連携によるサポート支援

(独)中小企業基盤整備機構との業務連携による中小企業支援施策を活用した支援ネットワークを構築しており、被災地での事業再開を目指す中小企業の皆様が入居できる仮設店舗、仮設工場の連携支援を行っております。

●東北工業大学との産学連携によるものづくり支援

東北工業大学との業務提携により、被災された中小企業の皆様の「新技術開発」「ものづくりの高度化」等の相談に応じて、同大学と地域の産業活性化として、連携した研究開発支援を行っております。

●SKC中小企業再生支援システムの活用支援(中小企業財務診断支援)

本システムの「企業診断書」等の財務分析資料を基に、現状分析診断を行い、被災された中小企業の皆様の今後の復興経営計画書等作成の支援を行っております。

